

# 令和 8 年度「共家事・子育て推進事業」企画募集要項

## 1 募集の趣旨

県では、男女がともに家事・育児を担う「共家事・子育て」の実践を推進するとともに、地域全体で子育てを応援する気運の醸成を図ることとしています。

本事業では、こうした取組をさらに推進するため、これまで関心の薄かった層も含め、フォーラムの実施を通じて、理解促進や意識・行動の変化につながる企画の提案及び運営等を委託する団体を募集します。

## 2 委託業務の内容

別紙「共家事・子育て推進事業業務委託仕様書」のとおり

## 3 応募資格

次の(1)から(4)の全ての要件を満たす団体とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- (4) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること

## 4 委託者

鹿児島県

## 5 委託方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、企画提案方式による随意契約とします。

## 6 委託費

2, 8 1 4 千円（上限額。消費税 10%を含む）

## 7 委託期間

委託契約の日から令和 9 年 3 月 5 日（金）まで

## 8 企画提案について（1 社あたり 1 案）

- (1) 参加受付

企画提案への参加を希望する者は、参加表明書（様式 2）を提出すること。

ア 提出先

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども政策課子ども政策推進係（県庁4階）  
TEL：099-286-2800

イ 提出方法

参加表明書は電子メールにより提出し、送付後に電話で到達確認を行うこと。  
メール： ks-suishin@pref.kagoshima.lg.jp

ウ 提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時（必着）

(2) 企画提案書の提出

ア 提出先

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども政策課子ども政策推進係（県庁4階）  
電話番号：099-286-2800

イ 提出書類

- ① 団体等に関する調書
- ② 企画書(任意様式。A4縦サイズで統一)

※次を満たす内容にしてください。

- ・ 企画の概要(各業務内容、タイムスケジュールなど)
- ・ 出演者(講師、司会者等)のプロフィール
- ・ チラシ、プログラム、看板(舞台、会場入口)のデザイン
- ・ 会場全体の演出方法
- ・ 周知・広報の方法
- ・ 参考見積書

ウ 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時（必着）

(3) 提出部数

6部

(4) 留意事項

- ・ 提出期限を過ぎた場合は受付できません。
- ・ 提出された企画書は、受託決定後も返却しません。
- ・ 採用された企画案は、協議の上、内容変更を行う場合があります。
- ・ 提出する企画書・作品の制作費用等は、業者の負担とします。
- ・ 参加資格のない者や提出書類に虚偽の記載をした者の提出した書類は無効とします。
- ・ 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合またはこの仕様に定めのない事項については、県と十分協議を行うものとします。
- ・ 企画提案にあたっては、企画内容の独自性・実現性に加え、幅広い層の関心を引き出す工夫を重視します。

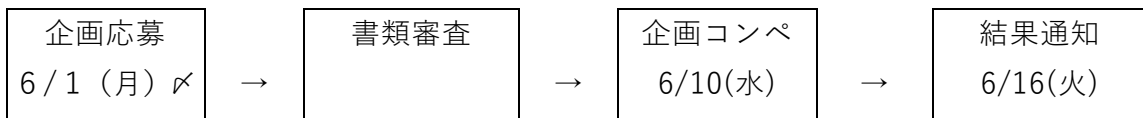
## 9 選定方法

選出された応募書類により審査・選考を行い、受託者として1団体を決定します。

### (1) スケジュール

日程	内容
5/1 (金)	企画募集、質問等受付開始 (~5/20) ※ 質問がある場合は、質問書(様式1)にて <u>子ども政策推進係(ks-suishin@pref.kagoshima.lg.jp)</u> へ送付ください。 ※ 質問の回答は、質問者に対して電子メールで回答するとともに、 県ホームページに掲載します。
5/15 (金)	質問等 回答予定日【1回目】※5/13(水)までの受付分
5/20 (水)	質問等 受付締切
5/22 (金)	質問等 回答予定日【最終】
6/1 (月)	企画書 提出締切 ※郵送の場合、必着/持込の場合、17時まで

### (2) 選考



※企画コンペの順番は、原則、企画書の提出順とします。

※企画コンペは6月10日(水)に県庁内の会議室にて開催を予定しています。

## 10 委託上の留意事項

### (1) 一括再委託の禁止

事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできません。

### (2) 財産取得の制限

本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められません。  
受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとします。

### (3) 成果品の帰属

本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできません。

#### 【申込先・お問合せ先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1

鹿児島県保健福祉部子ども政策課子ども政策推進係 担当：徳重

電話：099-286-2800

メール：ks-suishin@pref.kagoshima.lg.jp